

科目名	税法 I Tax Law I		選択	2 単位
学期・曜日・時限	春・月・3 限	春・月・6 限	-	-
担当教員名	鈴木 悠哉	e-mail		
講義形式	ハイフレックス（教員は講義室から講義を実施します） ※対面履修生は全回講義室から参加			
<p><講義の概要と目的></p> <p>わたしたちは、社会生活の一環として、日々、さまざまな経済活動をおこなっています。これら経済活動の背後には、ほぼかならず、税の姿がかいま見えます。サラリーパーソンとして企業に勤務している人は、毎月の給与明細において、所得税が天引きしてあるのを目にするでしょう。会社の経営者は、自社の利益を毎年申告の上、法人税をおさめなければなりません。おこづかいをもらってお菓子を買いにきた小学生は、価格に上乗せしてある消費税を負担することとなります。</p> <p>現在、わたしたちは、国家や地方公共団体が提供するさまざまなサービスに依存して生活しています。税は、このようなサービスのための財源を構成しています。いっぽう、各種税負担には、大なり小なり、人々の財産権に対する侵害という要素が伴います。税が有するこの二つの側面を調和させるべく、法によって税に関する定めを行うことが原則となりました。</p> <p>税に関する法の定めの中でも、とりわけ重要なのが、だれが、いつ、どれだけ税を負担することとなるのか、に関するものです。この点をめぐり、今日にいたるまで、おびただしいほどの事例が司法審査の対象となってきました。このことは、各種法令による通り一遍の定めだけでは、この点に関する規律が充分でないことを意味しています。税法学が独立した学問分野としての立ち位置を有することができたのも、もっぱら、この点を研究対象としてきたからです。</p> <p>この講義は、税法をはじめて学ぶ人に、法という観点から税を考えるための思考枠組を身につけてもらうことを目的とします。起業を目指すということは税の存在を肌で感じることを意味し、それはそのまま、民主主義の良き担い手として生きていくという宿命を背負うことでもあります。この講義を通じて、たくさんの履修者をこの最終目標に導くことができればと思います。</p> <p><到達目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) わたしたちは、なぜ、税をおさめ、負担するのか、という問いに対し、自分の言葉で答えることができるようになる。 2) 各種経済活動からどのような税負担(所得税)が生じるのかを法に照らして理解できるようになる。 3) 裁判例に触れることで法的思考に慣れる。 <p><アクティブ・ラーニング要素></p> <p>2 回目以降、講義の最後に、毎回、課題を課します。履修者は A4 用紙片面一枚以内で解答を作成の上、提出してください。</p>				

<講義計画>

※講義の進行状況によっては、講義計画を変更する場合があります。

1回目：開講

・要点：シラバスに基づき講義の概要を確認したあと、講義の全体像を示します。履修を予定している人は必ず出席するようにしてください。

2回目：税法概論(1)

・要点：「税」を「法」という視点から視る必要があるのは、なぜでしょうか。この疑問に答えるべく、「税」とは何か、「法」とは何か、という疑問に対峙することで、糸口をつかみます。

3回目：税法概論(2)

・要点：「税」と「法」の関係について、一步、ふみこんで考えます。「税」について、「法」は何を定めるべきなのでしょう。また、「税」について、どのような種類の「法」が定めを置くべきなのでしょう。また、「税」について、「法」の定めはどのようなものであるべきなのでしょう。これらの論点に取り組みます。

4回目：税法概論(3)

・要点：「税」に関する「法」は、どのような形で存在するのでしょうか。「税」に関する「法」は、いつ・どこに・だれに・なにに対して適用となるのでしょうか。これらの論点に取り組みます。

5回目：税法概論(4)

・要点：「税」に関する「法」は、どのように解釈すべきなのでしょう。税負担の公平とは何を意味するのでしょうか。税法以外に「税」を取り扱う学問分野としてどのようなものがあるのでしょうか。税法という学問分野はどのような体系を有するのでしょうか。「税」にはどのような種類があるのでしょうか。これらの論点に取り組みます。

6回目：所得税法(1)

・要点：わたしたちは、それぞれの「所得」に応じて、所得税をおさめることとなります。ここでいう「所得」とは何を意味するのでしょうか。この点を三回に分けて考えます。第一回目はSimonsの定式に照らし、「所得」の意義を探ります。

7回目：所得税法(2)

・要点：「所得」の意義との関連で、第二回目は、いわゆる「実現原則」がどのような意味を持つのかを考えます。米国のMacomber事件(1920年)を題材とします。

8回目：所得税法(3)

・要点：「所得」の意義との関連で、第三回目は、いわゆる「帰属所得」は「所得」を構成するのか、さらには、何らかの違法性を帯びた収益は所得税の課税対象か、を考えます。

9回目：所得税法(4)

・要点：今回からは、わが国の所得税法の定めを参照しつつ、関連する裁判例を検討していきます。まずは、いつ・だれが・なにに対して所得税をおさめる義務を負うのかを概観します。

10回目：所得税法(5)

・要点：上述の「なに」について、一步、ふみこんで考えます。所得税法上、「所得の金額」をどのように算定することになっているのかを概観します。

11回目：所得税法(6)

・要点：「所得の金額」を算定する上で、所得税法は、「所得」を十種類に区分し、それぞれの類型毎

に「所得」の金額を算定することを、最終的な税額の算定上、前提としています。今回からは、この点について考えていきます。初回は、このような類型を定めることの意義を概観することでこの論点の重要性を確認した上で、「利子所得」及び「配当所得」を概観します。

12 回目：所得税法(7)

・要点：「給与所得」及び「退職所得」を概観します。

13 回目：所得税法(8)

・要点：「事業所得」を概観したあと、「給与所得」との区分について考えます。

14 回目：所得税法(9)

・要点：「不動産所得」及び「譲渡所得」を概観したあと、両者の区分について考えます。

15 回目：所得税法(10)

・要点：「山林所得」、「一時所得」及び「雑所得」を概観したあと、所得税法に基づく税額の算定方法を一瞥します。

<講義の進め方>

税法の入門講義ということで、担当教員の講義を中心に進めていきます。もともと、<アクティブ・ラーニング要素>に記したように、履修者の能動的な関与を単位取得の要件としますので、いわゆる受け身の姿勢では芳しい成果は得られません。

<事前事後学習内容>

各回の講義内容を確実に定着させるようにしてください。オフィスアワーを積極的に活用することで、疑問点を残さないようにしましょう。

あと、毎回の講義終了時に、後述のケースブックから、次回の講義内容と関連する箇所を指定します。指定箇所を事前に読み込んでおけば、講義内容をより良く理解できるでしょう。

<予習・復習時間>

各回の課題及びケースブックの読み込みに、最低でも4時間はかかると考えてください。

<教科書及び教材>

教科書は使用しません。講義においては、担当教員がPowerPointのスライドを作成し、適宜、必要資料を配付します。これらは講義終了後、Microsoft Teamsの講義用「チーム」にアップロードします。復習に利用してください。

あと、予習用の教材として、金子宏ほか編著『ケースブック租税法[第6版]』（弘文堂，2023）を指定します。

<参考書>

金子宏『租税法[第24版]』（弘文堂，2021）。

清永敬次『税法[新装版]』（ミネルヴァ書房，2013）。

谷口勢津夫『税法基本講義[第7版]』（弘文堂，2021）。

谷口勢津夫ほか『基礎から学べる租税法[第3版]』（弘文堂，2022）。

増井良啓『租税法入門[第3版]』（有斐閣，2023）。

◎もっぱら所得税法に関連するものとして、

佐藤英明『スタンダード所得税法[第3版]』（弘文堂，2022）。

注解所得税法研究会編『注解所得税法[六訂版]』（大蔵財務協会，2019）。

なお、法令集として、所得税法（同施行令・施行規則）及び租税特別措置法（同施行令・施行規則）が掲載してあるものを用意してください。法令集の該当箇所のコピーを持参するか、あるいは、「電子政府の総合窓口」等のウェブ・サイトを随時閲覧するというだけでも構いません。

<成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とします。

1) 課題：45%

詳細は<アクティブ・ラーニング要素>を参照してください。

2) 期末レポート：45%

15回目の最後に「設問」を発表します。これに対し、A4用紙片面二枚以内で解答を作成の上、後日発表する方法で提出してください。

3) 発言等、講義への貢献度：10%

※期末試験は行いません。

なお、欠席が6回以上となった履修者は、成績評価の対象としません。

<課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法>

各回の「課題」については、次回の講義のはじめで解答のポイントを解説します。

「期末レポート」については、春学期の成績発表の後、講義用「チーム」において、出題の趣旨と採点実感を公表する予定です。

<履修条件>

特にありません。

なお、「税法演習」に所属する院生は、1年次にこの講義を必ず履修して下さい。

<ディプロマポリシーとの関連>

アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識の学修に該当します。

<録画映像の視聴> 可

<オフィスアワー>

月曜日 5限

<その他>

税法を正確に理解するには、おなじ公法に属する憲法・行政法や、民法・会社法といった私法に関する知識が必要となります。この点に自信がない履修者は、『有斐閣Sシリーズ』等を用いて、適宜、知識を補っておいてください。